

平成15年3月13日発行
飯豊町農業委員会
電話 0238(72)2111(代)



認定農業者

横澤郁雄さん
和美さんご夫妻（中洞）

脱サラして「花作り」を
生涯の仕事に！

ご主人の郁雄さんは、サラリーマンでしたが『いつも夫婦一緒にできる仕事を！』と、40歳を前に退社し、地元の有限会社井上園芸さんのところで1年間花作りについて研修された後、独立し、現在はご夫婦で“多くの方に喜んでいただける、綺麗な品質の良い”花作りに励んでおられます。

今年こそは、早い時期から**《カメムシ被害対策にご協力を！》**

～飯豊町から安全で安心できる美味しい“米”を提供するために～

米の害虫であるカメムシは、主にイネ科雑草やオオバコなどの雑草に生息しています。このカメムシが年々増え、農家のみなさんが大変困っています。

稲が出穂（概ね7月20日～8月15日頃）すると、水田に飛び込み、被害を及ぼします。常日頃から田んぼと隣接する家の周りや、すでに農地転用許可を受けて未整地になっているところの管理（草刈等）を十分行い、カメムシが生息しにくい環境づくりに、みなさんのご協力をお願いいたします。



農地の権利の移動、権利の設定、転用には手続きが必要です!

1. 農地を農地として利用する場合(農地法第3条)

この許可は、農地を買ったり、借りたりする場合は農地を管轄している農業委員会の許可が必要です。

許可基準として、①すべての農地を耕作すること。②必要な農作業に常時従事すること。③農業経営として成り立つ面積(50a)以上が必要で



2. 農業経営基盤強化促進法に基づき所有権移転や貸借の設定を行う場合は、農業振興地域以内に限りませんが農地法第3条の許可は不要となります。

- ① 農地を売った場合、譲渡所得について800万円の特別控除があります。
- ② 当事者が請求すれば、所有権移転登記は市町村が手続きをします。
- ③ 農地の売買の場合、不動産取得税、登録免許税が軽減されます。
- ④ 貸借期間は、自由に設定することができます。
- ⑤ 貸借期間が満了すれば自動的に貸借関係は消滅しますから、当事者に期間満了を通知しますので、継続して貸借する場合は再設定を行えます。

3. 農地を農地以外の用途に使用する場合(農地法第4条、5条)

- ① 自分の農地を転用する場合は、**農地法第4条**の許可申請手続きが必要です。
【※申請者は農地の所有者自身となります。】
- ② 農地を買ったり、借りて転用する場合は、**農地法第5条**の許可申請手続きが必要です。
【※申請者は転用する人(買主・借主)と所有者(売主・貸主)との共同申請となります。】

農地を農地以外の用途に使用する行為とは、農地を住宅、格納庫等の施設の用地にしたり、駐車場や資材置場などの用途にする行為の他に、一時的に耕作できなくなる土砂の埋め立て、砂利採取、仮設道路、材料仮置場などの用地にする行為も含まれます。

大切な農地を守り有効活用するために

農地の無断転用を無くしましょう

～農地の無断転用は法律で罰せられます～

違反者には最高3年以下の懲役または

100万円以下の罰金に処せられます。



シリーズ「がんばってます！若手農業者」

大字椿、松原、小白川の皆さん

農業がもつ

豊かさを求めて



小川 雅憲さん
(上野)

私がUターン就農をしてから、もう九年が経ちました。一言で九年といっても、その間農業を取り巻く情勢は目まぐるしく変わり、それと同様に、我が家のキュウリ栽培も毎年が試行錯誤の連続で、一進一退といったところです。

最近の、家の子供達のモリモリと食べる様子を見ていて、人間は食べないと生きられないのだという、ごくごくあたり前のことを再認識しました。

日本の食をめぐっては自給率の低さ、輸入食品の問題など様々な問題がありますが、お金儲けの面だけでない「農業がもつ豊かさ」を、多くの人に改めて感じてほしいと思っている今日この頃です。

満足できる

稲作農家を目指して



舟山弥寿彦さん
(松原)

昨年の春から就農して一年になります。両親と共に米の生産から販売までを行っています。

昨年一年を振り返ると、自分では何も出来なく、両親の後をたいていくだけでした。農業の知識や経験が重要だと痛感しました。例えば、施肥の時期や量、天候による水管理・防除など難しい所もありますが、稲を育てる面白さと、やりがいのある仕事だと思っています。

自分で満足できる稲作農家を目指し、消費者の皆様へ安全で安心して食べて頂けるような米作りを目指していききたいと思えます。常に失敗を恐れずに新しい技術の習得にもチャレンジしていきたいと思っています。

将来は

農業生産法人化に



舟山 新弥さん
(上郷)

自作地約七ヘクタール、作業受託一五ヘクタールを耕作し、女性の就農の場をと、原木なめこを約五千本程試験的に植菌しております。

私の住む上郷地区は、山間地で戸数も年々減少し、田んぼも未整田で傾斜が強く、一枚当たりの面積が小さくて稲作経営には大変なところですが、「地域で、誰かが農業を守っていかなければ地域の農業が崩壊するのではないか」という危機感を持っています。

そんなことから、年々規模拡大をしてきておりますが、将来は、地域の若い仲間と共に、農業生産法人を立ち上げ、地域農業発展のために一生懸命頑張っていくと考えています。

認定農業者制度

この制度は、「効率的かつ安定的な農業経営体」を目指して、農業経営の改善を進めようとする農業経営者が『農業経営改善計画書』を作成し、それを市町村長が認定し、その計画が達成されるよう支援していく制度です。

認定農業者への支援措置には次のようなものがあります。

- (1) 農用地の利用集積の支援（農業委員会が農用地の利用集積のための調整をします。）
- (2) 税制上の特例（一定の規模拡大をした農業者は割増償却をし、所得税、法人税の負担を軽減できます。）
- (3) 農林漁業金融公庫等からの融資の配慮があります。

◎これらに関する詳細については、飯豊町農業委員会へお問い合わせ下さい。

(七二二二二二・内線一四〇)

提言『将来にむけて』



飯豊町農業委員
佐藤幹彦(黒沢)

昨年は米の政策大綱が発表され、これからの国の考えが示されました。

農業の大きな変革が起きるでしょう。それを乗り超えるため

に何かを始めなくてはなりません。それは、法人化であったり、地域の共同化であったり、経営の柱の変更などで、うまくいかない

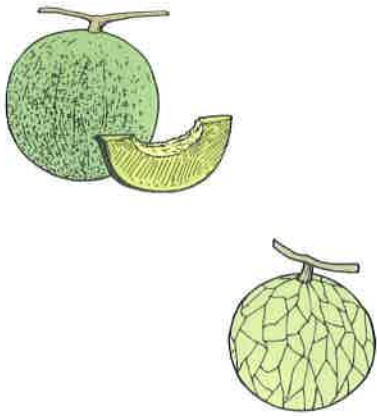
と後継者が育つ前に息切れしてしまいます。それと同時に、無登録農薬の問題や、輸入農産物の残留農薬などが問題になり、これからは安全で誰が作ったか分かるものでないと売れない時

がくるのではないのでしょうか。また、多くの地域で直売所が沢山出来ています。安心と、地

域の活性化が図られ、自分で販売して消費者の声を聞くことも、うまく地産地消を進めるのではないのでしょうか。

自分では、施設園芸(メロン)を新しく始めて、まだ良い物が多く出来ませんが、『美味しかった』と言ってもらえるとても嬉しいものです。

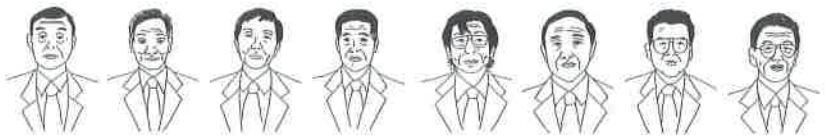
これからは、いかにして消費者の心を掴むかを、農家自ら研究していかなければいけなくなるのではないのでしょうか。



あとがき

今回の農委広報紙は、本町農業をリードする将来性ある若手農業者の紹介を中心に構成し、また、若手農業委員による『将来にむけた提言』を掲載させていただきました。

食の安全性を問われる今日、今後は、安全で安心できる農産物を発信できる広報紙になるよう心掛けたと思います。この広報紙を私達が編集しました。みなさんからのご意見をお待ちいたします。



委員長 伊藤彌惣
委員 後藤隆英
委員 土田正明
委員 尾形義政
委員 小松正行
委員 小関忠晴
委員 安部建一
委員 堀敬次

平成 15 年度 許可申請締切日及び 総会開催予定日表

許可申請締切日		総会予定日
4月	14日(月)	25日(金)
5月	14日(水)	26日(月)
6月	13日(金)	25日(水)
7月	14日(月)	25日(金)
8月	14日(木)	25日(月)
9月	12日(金)	25日(木)
10月	14日(火)	27日(月)
11月	14日(金)	25日(火)
12月	12日(金)	25日(火)
1月	14日(水)	26日(月)
2月	13日(金)	25日(水)
3月	12日(金)	25日(木)